

2022年4月1日から

18歳で成年

契約トラブルに
もっと注意

例えば、エステサロンで…

広告にお試して書いて
あったのに…

断りたい～
帰りたいよう



今日までに
契約すれば
お得よ

そのままじゃ
30代になると
お肌ボロボロよ

17歳まで 未成年者の契約

契約には親権者の同意が要ります
ただし、以下の場合、親権者の同意
なしに契約できます。

- こづかいの範囲内の少額な契約
- 許可された営業

18歳から 成年者の契約

契約に親権者の同意は不要です

- 高額商品、スマホ、賃貸住宅なども
自分の判断で契約できる
- ローンを組める

解約したい！となったら…

未成年者契約の取消し

未成年は取引の知識、経験、判断力が
未熟なので**法で保護され、原則、
契約を取り消すことができます。**

ただし、以下の場合には取消せません。

- 親の承諾を得て結んだ契約。
- 自ら年齢を偽って結んだ契約（詐術）



※「申込書には18歳って書いて」
など、業者から嘘をつく
ように指示された場合は
取消しができます。

学生、18歳になりたてでも 未成年者契約の取消しは できません

悪質な業者は、新成人の
「経験が浅いのに高額な契約はできる。
でも解約はしにくい」

この状況を狙って
勧誘します！



成年だからって
諦めないで☆



成年になってもできる契約取消し等

クーリング・オフの主張や中途解約、消費者契約法による
契約取消し、法律相談などの解決策があります。
困った時は、すぐにご相談ください。

埼玉県消費生活支援センター

川口 : 048-261-0999

熊谷 : 048-524-0999



【受付時間】9:00～16:00 月～土
祝日・12月29日～1月3日を除く ホームページ X

土曜日の来所相談は事前予約制です。詳しくはホームページでご確認ください。

消費者ホットライン



1. 局番無し「188」を押します
2. お住まいの郵便番号を入力します
(分からなくてもご利用できます)
3. お住まいの近くの消費生活センターや
消費生活相談窓口をご案内します